

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

条 例	ペー ジ
◎高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選 任された監査委員の報酬の特例に関する条例	5
◎高知県議会委員会条例の一部を改正する条例	5
◎高知県緊急間伐推進条例の一部を改正する条例	5
◎知事等及び職員の給料等の特例に関する条例	6
◎高知県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例	6
◎高知県子ども・子育て支援会議設置条例	6
◎職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	7
◎地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健 福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 の施行に伴う関係条例等の整備等に関する条例	7
◎知事及び副知事の退職手当に関する条例の一部を改正 する条例	20
◎高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例	21
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正す る条例	21
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	23
◎高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を 改正する条例	28
◎高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正 する条例	28
◎高知県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正す る条例	29
◎高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を 改正する条例	29
◎高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を 改正する条例	29
◎高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正す る条例	29
◎高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一 部を改正する条例	29
◎公の施設等の使用料等の額の算定における期間の計算 に係る規定を整備するための関係条例の整備に関する 条例	29
◎高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条 例	32

◎高知県新しい公共支援基金条例の一部を改正する条例	33
◎高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	33
◎高知県立都市公園条例の一部を改正する条例	35
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正 する条例	35
◎高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例	35
◎高知県よさこい高知国体記念スポーツ振興基金条例を 廃止する条例	36

公布された条例のあらまし

◆高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（高知県条例第25号）

1 条例制定の目的

本県の厳しい経済状況及び財政状況を考慮し、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額を平成25年度の1年間、時限的に減額することとした。

2 主要な内容

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間において、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額について、次のとおり減額すること。ただし、期末手当の額は、高知県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号。以下「議員報酬条例」という。）の規定による額とすること。

区分	議員報酬条例の議員報酬及び地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）の報酬の月額	減額後の議員報酬及び報酬の月額
議会の議長	900,000円	870,000円
議会の副議長	820,000円	800,000円
議会の議員	770,000円	760,000円
議会の議員の中から選任された監査委員	104,000円	103,000円

(2) 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（平成24年高知県条例第1号）は、廃止すること。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県議会委員会条例の一部を改正する条例（高知県条例第26号）

1 条例改正の目的

常任委員会の名称について、その所管事項がより明確になるよう変更することとした。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県緊急間伐推進条例の一部を改正する条例（高知県条例第27号）

1 条例改正の目的

本県における地球温暖化の防止をはじめとする森林の多面的機能の持続的な発揮及び県民生活の安定向上を図ることを目的として総合的、計画的かつ緊急に実施している間伐の推進について、その施行期限を5年延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆知事等及び職員の給料等の特例に関する条例（高知県条例第28号）

1 条例制定の目的

本県の厳しい経済状況及び財政状況を考慮し、知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額並びに一部の職員の管理職手当の月額を平成25年度の1年間、時限的に減額することとした。

2 主要な内容

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間において、(1)及び(2)の給料等の減額を行うこと。

(1) 知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額について、次のとおり減額すること。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号。以下「知事等の条例」という。）の規定による額とすること。（第1条）

区分	知事等の条例の給料月額（平成25年4月1日時点）	減額後の給料月額（括弧内は、減額率）
知事	1,220,000円	(20%) 976,000円
副知事	940,000円	(7%) 874,200円
常勤の人事委員会委員	610,000円	(5%) 579,500円
常勤の監査委員	610,000円	(5%) 579,500円
教育長	780,000円	(5%) 741,000円

(2) 管理職手当の支給を受ける職員のうち、人事委員会規則で定める期末手当及び勤勉手当における管理職加算の割合が100分の20である職員の管理職手当の月額について、当該額に100分の10を乗じて得た額を減額すること。（第2条）

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例（高知県条例第29号）

1 条例制定の目的

地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、高知県地域経済活性化・雇用創出臨時基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

2 主要な内容

(1) 基金として積み立てる額は、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金として交付を受けたもののうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。（第2条第1項）

(2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。（第2条第2項）

(3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）

(4) 知事は、基金の設置の目的を達成するための経費に充てるため、基金を処分する

ことができること。（第4条）

（5）この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失うこと。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県子ども・子育て支援会議設置条例（高知県条例第30号）

1 条例制定の目的

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が施行されることを考慮し、同法に基づき都道府県に置かれる審議会その他の合議制の機関として高知県子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を設置するとともに、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。

2 主要な内容

（1）支援会議は、委員15人以内で組織すること。（第2条）

（2）委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者その他知事が適当であると認める者のうちから、知事が委嘱すること。（第3条）

（3）委員の任期は、2年とし、再任されることができること。（第4条）

（4）支援会議に会長を置き、委員の互選によって定めること。（第5条）

（5）支援会議の会議は、会長が招集し、その議長となり、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができないこと並びに会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによること。

（第6条）

（6）会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができること。（第7条）

（7）その他支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が定めること。（第8条）

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第31号）

1 条例改正の目的

船員法の一部を改正する法律（平成24年法律第87号）の施行により国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）が一部改正されたことを考慮し、船員法（昭和22年法律第100号）の規定に該当する事由がある場合の職員の旅費の特例について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例等の整備等に関する条例（高知県条例第32号）

1 条例改正の目的

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行による障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の一部改正等に伴い関係条例について引用規定の整理をするとともに、併せて社会福祉施設の人員、設備、運営等に関する基準を定めた条例について用語の整備等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆知事及び副知事の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第33号）

1 条例改正の目的

高知県特別職報酬等審議会の答申を踏まえて知事及び副知事の退職手当の支給割合を改定するとともに、教育長の退職手当の額、支給方法等を見直すよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例（高知県条例第34号）

1 条例改正の目的

高知県収入証紙の売りさばき代金並びに自動車取得税及び自動車税に係る始動票札交付料による歳入に伴う経理を明確にするため、新たに高知県収入証紙等管理特別会計を設けることとした。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第35号）

1 条例改正の目的

知事の権限に属する事務のうち、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）等に基づく事務を協議の調った市町村が処理することができることとするとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行による母子保健法（昭和40年法律第141号）等の一部改正等に伴い市町村に移譲される知事の権限に属する事務に係る規定を削除する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第36号）

1 条例改正の目的

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）が施行されたことにより、市街化区域等内において低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者が、低炭素建築物新築等計画を作成し、その認定を受けることとなったことに伴い、当該計画の認定及び変更の認定の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとするとともに、栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）が一部改正されたことに伴い、同令の引用規定の整理等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例（高知県条例第37号）

1 条例改正の目的

県内において必要な助産師の緊急的な確保及び充実を図ることを目的として、県内の医療機関において助産師の業務に従事しようとする者に対して奨学金を貸し付ける制度について、周産期医療体制の維持が厳しい状況の中で、平成27年末までの看護職員の需給見通しを考慮し、3年間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第38号）

1 条例改正の目的

医療施設耐震化臨時特例基金事業の実施に係る国の通知が一部改正されたことに伴

い、基金を解散する前において、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて、基金の一部を国庫に返還することができることとするよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（高知県条例第39号）

1 条例改正の目的

国が定めた介護福祉士等修学資金の貸付制度が変更されたことを考慮し、修学資金の貸与要件及び返還の免除等の要件の見直しをすることとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成24年4月1日から適用することとした。

◆高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第40号）

1 条例改正の目的

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金が追加して交付されたこと等により、事業の実施期間が延長されたことに伴い、基金の設置期間を1年間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第41号）

1 条例改正の目的

介護職員処遇改善等臨時特例基金事業の実施に係る国の通知が一部改正され、一部の事業について実施期間の延長が可能となったこと等に伴い、基金の設置期間を1年間延長するとともに、基金を解散する前において、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて、基金の一部を国庫に返還することができることとするよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第42号）

1 条例改正の目的

地域自殺対策緊急強化交付金が追加して交付され、一部の事業の実施期間が延長されたことに伴い、基金の設置期間を1年間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第43号）

1 条例改正の目的

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業の実施に係る国の通知が一部改正され、併せて国の平成24年度一般会計補正予算が成立し、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金が追加して交付されること等が確定したことに伴い、社会福祉施設等の耐震化整備等及びスプリンクラー整備の事業実施期間の延長が可能となるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆公の施設等の使用料等の額の算定における期間の計算に係る規定を整備するための関係

条例の整備に関する条例（高知県条例第44号）

1 条例改正の目的

公の施設等の使用料等の額の算定における期間の計算方法を明確にするため、当該期間の計算に係る規定等の整備をすることとした。

2 主要な内容

使用料等を月額又は年額で定めたものについて、額を算定する際の期間の計算方法を次のとおりとすること。

(1) 次に掲げる使用料等については、使用等を開始する日の属する月から終了する日の属する月までの期間としているものを民法（明治29年法律第89号）第143条の規定による期間の計算とするとともに、1月未満の端数を1月とするよう見直して規定する。

ア 高知県漁港管理条例による漁港施設の使用料等（第2条）

イ 高知県公共用財産管理条例による公共用財産の使用料（第3条）

ウ 高知県河川流水占用料等徴収条例による流水占用料等（第4条）

エ 高知県港湾施設管理条例による港湾施設の占用料等（第7条）

オ 高知県港湾区域内等における行為の規制に関する条例による工作物の設置等に係る占用料（第8条）

カ 高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例による工作物の設置等に係る利用料金等（第9条）

キ 高知県海岸管理条例による工作物の設置等に係る占用料等（第10条）

(2) 次に掲げる占用料等については、現行どおりとして、民法第143条の規定による期間の計算とするとともに、1月未満の端数を1月とすることを規定する。

ア 高知県道路占用料徴収条例による道路の占用料（第5条）

イ 高知県立都市公園条例による公園施設の設置等に係る使用料等（第6条）

(3) 次に掲げる利用料金等については、現行どおりとして、利用を開始する日又は終了する日が月の途中である場合におけるその月も1月とすることを規定する。

ア こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例による附属設備の利用料金等（第1条）

イ 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例による試合場等の1月単位の利用に係る利用料金等（第11条）

ウ 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例による射場の1月単位の利用に係る利用料金等（第12条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(1)のエ及びオは、平成25年5月1日から施行することとした。

◆高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第45号）

1 条例改正の目的

国の平成24年度一般会計補正予算が成立し、地方消費者行政活性化交付金が追加して交付されること等が確定したことに伴い、基金の設置期間を1年間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県新しい公共支援基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第46号）

1 条例改正の目的

新しい公共支援事業の実施に係る国の通知に基づき、県において実施事業の成果の取

りまとめ及び公表、監査等に係る事務を行う必要があるため、基金の設置期間を9月間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第47号）

1 条例改正の目的

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第294号）の施行により道路法施行令（昭和27年政令第479号）が一部改正されること等を考慮し、道路上における太陽光発電設備及び風力発電設備、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設等による占用を認めることに伴い、新たにこれらの占用に係る占用料を徴収することとするとともに、同令の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県立都市公園条例の一部を改正する条例（高知県条例第48号）

1 条例改正の目的

高知県立春野総合運動公園等で開催される全国健康福祉祭における特定公園施設の利用に係る料金を免除することができることとするよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第49号）

1 条例改正の目的

地方警察官の定員の基準を定めた警察法施行令（昭和29年政令第151号）が一部改正されることに伴い、警察官の階級別定員を改めることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第50号）

1 条例改正の目的

風俗営業の許可、遊技機の認定等に関する手数料の標準を定めた風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）が一部改正されることを考慮し、風俗営業の許可、遊技機の認定等に係る手数料の額を改定する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県よさこい高知国体記念スポーツ振興基金条例を廃止する条例（高知県条例第51号）

1 条例の廃止

その目的を達成した高知県よさこい高知国体記念スポーツ振興基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

条 例

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第25号

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例

議会の議長、副議長及び議員に係る平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員に係る特例期間における報酬の月額は、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第2条第1項及び別表並びに地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、議会の議長にあつては「870,000円」と、議会の副議長にあつては「800,000円」と、議会の議員にあつては「760,000円」と、議会の議員の中から選任された監査委員にあつては「103,000円」とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同表に掲げる額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例の廃止）
- 2 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（平成24年高知県条例第1号）は、廃止する。

高知県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第26号

高知県議会委員会条例の一部を改正する条例

高知県議会委員会条例（昭和38年高知県条例第16号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第2号中「文化厚生委員会」を「危機管理文化厚生委員会」に改め、同項第3号中「産業経済委員会」を「商工農林水産委員会」に改め、同項第4号中「企画建設委員会」を「産業振興土木委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

高知県緊急間伐推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第27号

高知県緊急間伐推進条例の一部を改正する条例

高知県緊急間伐推進条例（平成14年高知県条例第56号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



知事等及び職員の給料等の特例に関する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第28号

知事等及び職員の給料等の特例に関する条例

（知事等の給料の特例）

第1条 知事、副知事、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長に係る平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間（次条において「特例期間」という。）における給料の月額、知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）第2条第1項の規定にかかわらず、同条例別表第1及び別表第2に掲げる給料月額からその額に、知事にあつては100分の20、副知事にあつては100分の7、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長にあつては100分の5を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条例別表第1及び別表第2に掲げる額とする。

（職員の管理職手当の特例）

第2条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。以下この条において「職員の条例」という。）第9条第1項又は警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号。以下この条において「警察職員の条例」という。）第9条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員のうち、職員の条例第21条第5項（職員の条例第22条第4項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は警察職員の条例第21条第5項（警察職員の条例第22条第4項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員で、職員の条例第21条第5項又は警察職員の条例第21条第5項の人事委員会規則で定める給料月額に乘ずる割合が100分の20であるものに係る特例期間における管理職手当の月額は、職員の条例第9条第2項又は警察職員の条例第9条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下この条において「基礎管理職手当月額」という。）からその額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、基礎管理職手当月額とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。



高知県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第29号

高知県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例

（設置）

第1条 地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、高知県地域経済活性化・雇用創出臨時基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金として交付を受けたもののうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（処分）

第4条 知事は、第1条の目的を達成するための経費に充てるため、基金を処分することができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

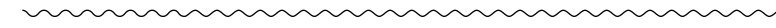
附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。



高知県子ども・子育て支援会議設置条例をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第30号

高知県子ども・子育て支援会議設置条例

（設置等）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。第3条において「法」という。）第77条第4項の規定に基づき、同項の審議会その他の合議制の機関として高知県子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を設置するとともに、同条第5項において準用する同条第3項の規定により支援会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 支援会議は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第3条 委員は、子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関し学識経験を有する者その他知事が適当であると認める者のうちから、知事が委嘱する。

（任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 支援会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が当たる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

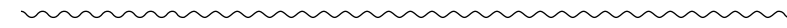
附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。



職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第31号

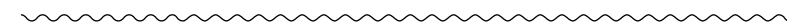
職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。
 第39条中「第47条」を「第47条第1項若しくは第2項」に、「又は」を「又は」に、「又は船員法第48条」を「若しくは船員法第48条」に、「又は費用」を「若しくは費用」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例等の整備等に関する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第32号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例等の整備等に関する条例

(出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例（昭和34年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項第13号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第20条第8項中「レクリエーション行事」を「レクリエーション行事」に改める。

(高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「を含む。」を「を含む。第154条第1項第2号を除き、」に改める。

第7条第2項中「以下この条」を「以下この項及び次項」に改める。

第18条中「当該計画」を「当該居宅サービス計画」に改める。

第26条第1項中「サービス提供責任者」を「サービス提供責任者（第7条第2項のサービス提供責任者をいう。以下この条及び第30条第3項において同じ。）」に、「訪問介護計画」を「訪問介護計画」に改め、同条第2項中「当該計画」を「当該居宅サービス計画」に改める。

第34条第2項中「指定訪問介護事業所」を「当該指定訪問介護事業所」に改める。

第48条第1項第3号中「当該訪問介護が、」を「当該訪問介護が、第45条第2項の」に改める。

第67条第1項第2号中「指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くべきものとする。」を「看護職員を適当数」に改め、同条第4項中「第69条第3項において同じ。）の事業」を「同項において同じ。）の事業」に、「前2項」を「前3項」に改める。

第76条第2項及び第88条第2項中「当該計画」を「当該居宅サービス計画」に改める。

第102条第1項第1号中「の提供日」を「を提供する日」に改め、同項第3号中「以下この款及び次款」を「次項」に改め、同条第2項中「利用定員」を「利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第104条第2項第1号及び第4款において同じ。）」に改める。

第114条第2項第2号から第5号までの規定中「次条」を「第116条」に改める。

第123条の見出し中「手続き」を「手続」に改める。

第135条第1項第1号中「の提供日」を「を提供する日」に改め、同項第3号中「以下この条」を「次項」に改め、同条第2項中「利用定員」を「利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第137条第2項第1号において同じ。）」に改める。

第138条中「次条」を「第116条」に改める。

第140条第1項第2号ア中「以下この款及び次款」を「以下この条及び次条第1項」に改め、同号イ中「利用者」を「利用者の数」に改め、同条第5項中「前3項」を「前各項」に改める。

第141条第1項中「利用定員」を「利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第146条第4号において同じ。）」に改める。

第144条第2項中「当該計画」を「当該居宅サービス計画」に改める。

第151条第1項ただし書中「以下この款及び次款並びに」を「第2号及び第3号並びに次項及び第3項並びに第154条第6項第1号イ及び」に、「以下この款から第4款まで」を「第6項ただし書並びに次款及び第4款」に改める。

第154条第4項中「に掲げる設備（居室を除く。）」を「（第1号を除く。）に掲げる設備」に改める。

第159条第2項中「当該計画」を「当該居宅サービス計画」に改める。

第174条第4項中「に掲げる設備（ユニットを除く。）」を「（第1号を除く。）に掲げる設備」に改める。

第186条第1項第2号中「以下この条及び第188条」を「次項及び第188条第1項」に改める。

第188条第1項中「その利用定員」を「その利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次条第2項第2号において同じ。）」に改める。

第191条中「第158条2項」を「第158条第2項」に改める。

第193条第1項第1号中「以下この条」を「以下この項」に改める。

第198条第1項中「短期入所療養介護計画」を「短期入所療養介護計画」に改め、同条第2項中「当該計画」を「当該居宅サービス計画」に改める。

第201条第1項中「と日常生活」を「及び日常生活」に改める。

第219条中「利用者（」を「利用者数（」に、「利用者。」を「利用者の数。」に、「数以上の」を「以上の」に改める。

第221条第1項中「（特定施設であって、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）」を削り、同条第3項中「行う場合については」を「行う場合は」に改める。

第222条第1項第2号イ（ア）中「30を」を「30人を」に改め、同号イ（イ）中「30を超える」を「30人を超える」に改め、同条第2項第2号イ（ア）中「30を」を「30人を」に改め、同号イ（イ）中「30を超える」を「30人を超える」に改める。

第243条第1項中「受託居宅サービス事業者による受託居宅サービス」を「受託居宅サービス事業者（指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）による受託居宅サービス（受託居宅サービス事業者により当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。以下同じ。）」に改める。

第244条第1項中「基本サービス」を「基本サービス（指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等をい

う。）」に改める。

第247条の見出し及び同条第3項中「手続き」を「手続」に改める。

第250条第1項中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が」を「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は」に、「締結するときは、」を「締結するときは、当該契約を」に改める。

第252条中「を」と、第230条第2項を「（第244条第1項に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を」と、第230条第2項に改める。

第254条第2項中「前2項」を「前項」に改める。

第259条第5号中「当該計画」を「当該居宅サービス計画」に改める。

第264条第5項中「事業所」を「当該指定福祉用具貸与事業所」に改める。

第271条第2項中「前2項」を「前項」に改める。

第277条第4号中「当該計画」を「当該居宅サービス計画」に改める。

第278条第1項中「という、」を「という。」に改める。

（高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部改正）

第5条 高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「を含む。」を「を含む。第136条第1項第2号を除き、」に改める。

第10条第1項中「重要事項に関する」を削る。

第18条中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第21条第1項中「の提供日及び」を「を提供した日及びその」に改める。

第27条第2項中「この款（前項及びこの項並びに第41条を除く。）及び次款（第45条から第47条までを除く。）」を「第10条から前条まで、次項及び次条から第40条まで並びに次款」に改め、同条第3項中「サービス提供責任者は」を「サービス提供責任者（第7条第2項のサービス提供責任者をいう。第4号及び第43条において同じ。）」に改める。

第31条第2項中「指定介護予防訪問介護事業所」を「当該指定介護予防訪問介護事業所」に改める。

第32条中「重要事項に関する」を削る。

第40条第2項第1号を次のように改める。

（1）第43条第2号に規定する介護予防訪問介護計画

第43条第1号中「通じる等」を「通ずる等」に改め、同条第2号中「介護予防訪問介護計画」を「介護予防訪問介護計画（以下この条において「介護予防訪問介護計画」という。）」に改め、同条第3号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第45条第1項中「（基準該当介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この款において同じ。）」を削る。

第48条第1項ただし書中「該当する場合には」を「該当する場合は」に改め、同項第3号中「第45条第2項に規定する」を「第45条第2項の」に改め、同条第2項中「準用する第43条第2号の」を「読み替えて準用する第43条第2号に規定する」に改める。

第49条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第10条第1項、第12条、第21条第1項、第22条第2項及び第23条を除く。）中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該

当介護予防訪問介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護の」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護を」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護事業所」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護に」と、第6条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護（第45条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。））」と、第10条第1項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。））」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護の」と、「第28条」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第28条」と、第12条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護の事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。））」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護を」と、第21条第1項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護を提供した際は、当該指定介護予防訪問介護を提供した日及びその内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護を提供した際は、当該基準該当介護予防訪問介護を提供した日及びその内容」と、第22条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第23条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護の」と、第27条第2項中「第10条から前条まで、次項及び次条から第40条まで並びに次款」とあるのは「第48条及び第49条において読み替えて準用する第10条から第44条まで（第17条、第22条第1項、第24条、第27条第1項及び第2項、第29条、第36条第5項及び第6項並びに第41条を除く。））」と、同条第3項中「第7条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、「第43条」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第43条」と、第32条中「第28条」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第28条」と、第40条第2項第1号中「第43条第2号」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第43条第2号」と、同項第2号中「第21条第2項」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第21条第2項」と、同項第3号中「第25条」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第25条」と、同項第4号中「第36条第1項」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第36条第1項」と、同項第5号中「第38条第1項」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第38条第1項」と、第42条第1項中「指定介護予防訪問介護は」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護は」と、第43条中「第6条」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第6条」と、「前条」とあるのは「第49条において読み替えて準用する第42条」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「以下この款から第5款までにおいて」を「以下」に改め、同項第1号中「以下この章」を「以下この節」に改め、同条第3項中「以下同じ。」の指定を「第53条第2項において同じ。」の指定に、「以下同じ。」の事業を「同項におい

て同じ。）の事業」に改める。

第54条第4項中「に掲げるの」を「に掲げる」に改める。

第56条第2項中「から前条まで、次条」を「、前条、次条、第58条」に、「、第30条」を「及び第30条」に、「、第60条及び第61条」を「並びに次款」に改める。

第59条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第10条第1項及び第12条を除く。）中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護の」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護を」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護に」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護事業所」と、第10条第1項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護（第50条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。））」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護の」と、「第28条」とあるのは「第57条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者（第51条第1項に規定する介護予防訪問入浴介護従業者をいう。以下同じ。））」と、第12条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。））」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護を」と、第31条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第32条中「第28条」とあるのは「第57条」と読み替えるものとする。

第61条第1号中「通じる等」を「通ずる等」に改める。

第62条第1項中「（以下この款において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）」を削る。

第64条第1項中「基準該当介護予防訪問介護事業所」を「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」に改める。

第65条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第10条第1項、第12条、第21条第1項、第23条及び第54条第2項を除く。）中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、及び「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあり、及び「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護の」と、「指定介護予防訪問介護を」とあり、及び「指定介護予防訪問入浴介護を」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護を」と、「訪問介護員等」とあり、及び「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護従業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、及び「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に」と、第10条第1項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護（第62条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。））」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護の」と、「第28条」とあるのは「第65条において読み替えて準用する第57

条」と、「訪問介護員等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護従業者（基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者をいう。以下同じ。）」と、第12条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護の事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。）」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護を」と、第21条第1項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護を提供した際は、当該指定介護予防訪問介護を提供した日及びその内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護を提供した際は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護を提供した日及びその内容」と、第23条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護の」と、第31条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第32条中「第28条」とあるのは「第65条において読み替えて準用する第57条」と、第50条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。）」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第54条第2項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第56条第2項中「第54条、前条、次条、第58条並びに第59条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第25条及び第30条から第39条まで並びに次款」とあるのは「第65条において読み替えて準用する第54条（第1項を除く。）、第55条、第57条及び第58条並びに第5款」と、第58条第2項中「次条」とあるのは「第65条」と、第60条第1項中「指定介護予防訪問入浴介護は」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護は」と、第61条中「第50条」とあるのは「第65条において読み替えて準用する第50条」と、「前条」とあるのは「第65条において読み替えて準用する第60条」と読み替えるものとする。

第66条に見出しとして「（基本方針）」を付する。

第67条第1項第2号中「指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くこと。」を「看護職員を適当数」に改め、同条第4項中「第69条第3項において同じ。）の事業を「同項において同じ。）の事業」に、「前2項」を「前3項」に改める。

第76条第2項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 第79条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書

(3) 第79条第11号に規定する介護予防訪問看護報告書

第77条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第10条第1項及び第30条第1項を除く。）中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防訪問看護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防訪問看護の」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「指定介護予防訪問看護を」と、「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「指定介護予防訪問

看護に」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、及び「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防訪問看護事業所」と、第10条第1項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防訪問看護（第66条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。）」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防訪問看護の」と、「第28条」とあるのは「第75条」と、「訪問介護員等」とあるのは「看護師等（第67条第1項に規定する看護師等をいう。以下同じ。）」と、第15条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第30条第1項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防訪問看護事業者」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「指定介護予防訪問看護を」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防訪問看護の事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第32条中「第28条」とあるのは「第75条」と、第56条第1項中「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防訪問看護の」と、同条第2項中「第54条、前条、次条、第58条並びに第59条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第25条及び第30条から第39条まで並びに次款」とあるのは「第70条から第76条まで並びに第77条において読み替えて準用する第10条、第11条、第13条から第15条まで、第17条から第21条まで、第23条、第25条及び第30条から第39条まで並びに第4節第5款」と読み替えるものとする。

第79条第1号中「通じる等」を「通ずる等」に改め、同条第2号中「介護予防訪問看護計画書」を「介護予防訪問看護計画書（以下この条において「介護予防訪問看護計画書」という。）」に改め、同条第3号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条第6号中「第2号に規定する」を削り、同条第11号中「介護予防訪問看護報告書」を「介護予防訪問看護報告書（以下この条において「介護予防訪問看護報告書」という。）」に、「当該報告書」を「当該介護予防訪問看護報告書」に改める。

第82条第1項中「以下この節」を「第89条」に改め、同条第2項中「以下同じ」を「同項において同じ」に改める。

第84条第4項中「利用者の」を「当該利用者の」に改める。

第86条第2項第1号を次のように改める。

(1) 第89条第2号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画

第87条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第10条第1項及び第12条を除く。）中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、及び「指定介護予防訪問看護事業者」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションの」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションを」と、「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションに」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、及び「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」と、第10条第1項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション（第81条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションの」と、「第28条」とあるのは「第85条」と、「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等（第82条第1項に規定する理学療法士等をい

う。以下同じ。）」と、第12条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションを」と、第15条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第32条中「第28条」とあるのは「第85条」と、第56条第1項中「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションの」と、同条第2項中「第54条、前条、次条、第58条並びに第59条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第25条及び第30条から第39条まで並びに次款」とあるのは「第84条から第86条まで並びに第87条において読み替えて準用する第10条から第15条まで、第17条から第21条まで、第23条、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで及び第71条並びに第5節第5款」と、第71条第1項中「指定介護予防訪問看護を」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションを」と、同条第2項中「指定介護予防訪問看護の」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーションの」と読み替えるものとする。

第89条第1号中「通じる等」を「通ずる等」に改め、同条第2号中「介護予防訪問リハビリテーション計画」を「介護予防訪問リハビリテーション計画（以下この条において「介護予防訪問リハビリテーション計画」という。）」に改め、同条第3号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第90条中「以下この節において同じ。）」又は「以下同じ。）」又は「に改める。

第91条第1項中「（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）」を削り、同条第2項中「次条第2項において同じ。）」の事業を「同項において同じ。）」の事業」に改める。

第96条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第10条第1項及び第12条を除く。）中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、及び「指定介護予防訪問看護事業者」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導の」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導を」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導に」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、及び「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」と、第10条第1項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導（第90条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）」の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導の」と、「第28条」とあるのは「第94条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者（指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たる従業者をいう。以下同じ。）」と、第12条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導を」と、第15条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第20条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第32条中「第28条」とあるのは「第94条」と、第56条第1項中「指定介護予防訪問入浴介護の」と

あるのは「指定介護予防居宅療養管理指導の」と、同条第2項中「第54条、前条、次条、第58条並びに第59条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第25条及び第30条から第39条まで並びに次款」とあるのは「第93条から第95条まで並びに第96条において読み替えて準用する第10条から第15条まで、第18条、第20条、第21条、第23条、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで及び第71条並びに第6節第5款」と、第71条第1項中「指定介護予防訪問看護を」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導を」と、同条第2項中「指定介護予防訪問看護の」とあるのは「指定介護予防居宅療養管理指導の」と読み替えるものとする。

第100条第1項中「以下この款から第5款まで」を「第105条第3項」に改め、同項第1号中「の提供日」を「を提供する日」に改め、同項第3号中「以下この款及び次款」を「以下この号及び次項」に改め、同条第2項中「以下この款から第4款まで」を「第102条第2項第1号及び第4款」に改める。

第109条第2項第1号を次のように改める。

（1）第113条第2号に規定する介護予防通所介護計画

第111条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第10条第1項及び第12条を除く。）中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防通所介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防通所介護の」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「指定介護予防通所介護を」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「指定介護予防通所介護に」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、及び「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防通所介護事業所」と、第10条第1項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防通所介護（第99条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）」の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防通所介護の」と、「第28条」とあるのは「第104条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者（第100条第1項に規定する介護予防通所介護従業者をいう。以下同じ。）」と、第12条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防通所介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防通所介護の事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「指定介護予防通所介護を」と、第32条中「第28条」とあるのは「第104条」と、第56条第1項中「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防通所介護の」と、同条第2項中「第54条、前条、次条、第58条並びに第59条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第25条及び第30条から第39条まで並びに次款」とあるのは「第103条から第110条まで並びに第111条において読み替えて準用する第10条から第19条まで、第21条、第23条、第25条、第26条及び第32条から第39条まで並びに第7節第5款」と読み替えるものとする。

第113条第1号中「通じる等」を「通ずる等」に改め、同条第2号中「介護予防通所介護計画」を「介護予防通所介護計画（以下この条において「介護予防通所介護計画」という。）」に改め、同条第3号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第115条第1項中「その事業所内」を「当該指定介護予防通所介護事業所内」に改める。

第116条第1項中「（以下この款において「介護予防通所介護従業者」という。）」

を削り、同項第1号中「の提供日」を「を提供する日」に改め、同項第3号中「以下この款」を「以下この号及び次項」に改め、同条第2項中「以下この款」を「第118条第2項第1号」に改める。

第119条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第10条第1項、第12条、第21条第1項、第23条及び第103条第2項を除く。）中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防通所介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護」とあり、及び「指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、「指定介護予防訪問介護を」とあり、及び「指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護を」と、「訪問介護員等」とあるのは「基準該当介護予防通所介護の」と、「第28条」とあるのは「第119条において読み替えて準用する第104条」と、「訪問介護員等」とあるのは「基準該当介護予防通所介護従業者（基準該当介護予防通所介護の提供に当たる従業者をいう。以下同じ。）」と、第12条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防通所介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防通所介護の事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「基準該当介護予防通所介護を」と、第21条第1項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防通所介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護を提供した際は、当該指定介護予防訪問介護を提供した日及びその内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「基準該当介護予防通所介護を提供した際は、当該基準該当介護予防通所介護を提供した日及びその内容」と、第23条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防通所介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「基準該当介護予防通所介護の」と、第32条中「第28条」とあるのは「第119条において読み替えて準用する第104条」と、第56条第1項中「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基準該当介護予防通所介護の」と、同条第2項中「第54条、前条、次条、第58条並びに第59条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第25条及び第30条から第39条まで並びに次款」とあるのは「第119条において読み替えて準用する第10条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第23条、第25条、第26条、第32条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）及び第37条から第39条まで並びに第7節第1款、第4款（第103条第1項及び第111条を除く。）及び第5款」と、第99条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第103条第2項中「指定介護予防通所介護事業者」を「基準該当介護予防通所介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第3項中「前

2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「省令第100条第4項」とあるのは「省令第115条において準用する省令第100条第4項」と、第105条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「基準該当介護予防通所介護従業者」と、第109条第2項第1号中「第113条第2号」を「第119条において読み替えて準用する第113条第2号」と、同項第2号から第5号までの規定中「第111条」とあるのは「第119条」と、第112条第1項中「指定介護予防通所介護は」とあるのは「基準該当介護予防通所介護は」と、第113条中「第99条」とあるのは「第119条において読み替えて準用する第99条」と、「前条」とあるのは「第119条において読み替えて準用する第112条」と読み替えるものとする。

第121条第1項中「従業者（以下）を「従業者（第129条第2号において）」に改め、同項第2号中「以下この節」を「以下この条」に改め、同号ア中「以下この款及び次款」を「以下この号及び次項第1号」に改め、同号イ中「利用者」を「利用者の数」に改め、同条第5項中「前3項」を「前各項」に改める。

第123条第2項中「前項の」を「前項の規定に基づき」に、「この款及び」を「次条から第126条まで並びに第127条において読み替えて準用する第10条から第15条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第25条、第26条、第32条、第33条、第35条から第39条まで、第71条、第103条、第105条から第107条まで及び第110条並びに」に改める。

第125条第2項中「当該事業所」を「当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所」に改める。

第126条第2項第1号を次のように改める。

(1) 第129条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画
第127条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第10条第1項及び第12条を除く。）中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、「指定介護予防訪問看護事業者」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業者」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあり、及び「指定介護予防通所介護の」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーションの」と、「指定介護予防訪問介護を」とあり、及び「指定介護予防通所介護を」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーションを」と、「指定介護予防訪問介護に」とあり、及び「指定介護予防通所介護に」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーションに」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第10条第1項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーション（第120条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。）」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーションの」と、「第28条」とあるのは「第124条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者（第121条第1項に規定する介護予防通所リハビリテーション従業者をいう。以下同じ。）」と、第12条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。）」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーションを」と、第15条中「心身の状況」とあるのは

「心身の状況、病歴」と、第32条中「第28条」とあるのは「第124条」と、第71条第1項中「指定介護予防訪問看護を」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーションを」と、同条第2項中「指定介護予防訪問看護の」とあるのは「指定介護予防通所リハビリテーションの」と、第103条第4項中「省令第100条第4項」とあるのは「省令第123条において準用する省令第100条第4項」と、第105条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第129条第1号中「通じる等」を「通ずる等」に改め、同条第2号中「以下この款」を「以下この条」に、「介護予防通所リハビリテーション計画」を「介護予防通所リハビリテーション計画（以下この条において「介護予防通所リハビリテーション計画」という。）」に改め、同条第3号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第131条第1項中「事業所内」を「当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所内」に改める。

第133条第1項中「以下この款から第5款まで」を「以下この条並びに第4款及び第161条第4項」に改め、同項ただし書中「以下この款及び次款並びに」を「第2号及び第3号並びに次項及び第3項並びに第136条第6項第1号イ及び」に、「以下この款から第4款まで」を「第6項ただし書並びに次款及び第4款」に改める。

第135条第2項中「第157条」を「第157条第1項」に改める。

第136条第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第4項中「以下この節」を「以下この項」に、「に掲げる設備（居室を除く。）」を「（第1号を除く。）に掲げる設備」に改め、同条第7項第1号中「第157条第7項第1号イ」を「第157条第7項第1号」に改める。

第137条第1項中「重要事項に関する規程」を「運営規程」に改める。

第145条第2項第1号を次のように改める。

(1) 第148条第2号に規定する介護予防短期入所生活介護計画
第146条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第11条及び第12条を除く。）中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業者」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護の」と、「指定介護予防訪問介護を」とあり、及び「指定介護予防通所介護を」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護を」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護に」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護事業所」と、第11条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護（第132条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。））」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護の」と、第12条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。））」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護を」と、第32条中「第28条」とあるのは「第142条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者（第133条第1項に規定する介護予防短期

入所生活介護従業者をいう。第105条第3項において同じ。）」と、第56条第1項中「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護の」と、同条第2項中「第54条、前条、次条、第58条並びに第59条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第25条及び第30条から第39条まで並びに次款」とあるのは「第137条から第145条まで並びに第146条において読み替えて準用する第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第25条、第32条から第39条まで、第105条、第107条及び第108条並びに第9節第5款」と、第105条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第148条第1号中「通じる等」を「通ずる等」に改め、同条第2号中「介護予防短期入所生活介護計画」を「介護予防短期入所生活介護計画（以下この条において「介護予防短期入所生活介護計画」という。）」に改め、同条第3号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条第6号中「当該計画」を「当該介護予防短期入所生活介護計画」に改める。

第157条第4項中「行われるもの（以下）を「行われるもの（以下この条において）に、「以下この款」を「以下この項」に、「に掲げる設備（ユニットを除く。）」を「（第1号を除く。）に掲げる設備」に改め、同条第6項第1号ア(イ)中「以下同じ。）の」を「第8項において同じ。）の」に、「以下同じ。）とが」を「同項において同じ。）とが」に改め、「以下この節及び」を削り、同号ア(エ)を次のように改める。

(エ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

第157条第8項中「（指定居宅サービス等基準省令第140の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）」及び「（指定居宅サービス等基準省令第140条の2に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。）」を削る。

第163条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第137条第1項を除く。）中「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防短期入所生活介護の」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の」と、第137条第1項中「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（第157条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）」と、「指定介護予防短期入所生活介護の」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の」と、「第142条」とあるのは「第160条」と、第145条第2項第2号中「次条」とあるのは「第163条において読み替えて準用する第146条」と、同項第3号中「第140条第2項」とあるのは「第163条において読み替えて準用する第140条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第163条において読み替えて準用する第146条」と、第146条中「指定介護予防短期入所生活介護を」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を」と、「指定介護予防短期入所生活介護に」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」と、「指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。））」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（第157条第1項に規定す

るユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）」と、「指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）」とあるのは「「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（第157条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）」と、「第142条」とあるのは「第160条」と、「第137条から第145条まで並びに第146条において読み替えて準用する第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第25条、第32条から第39条まで、第105条、第107条及び第108条並びに第9節第5款」とあるのは「第159条から第162条まで並びに第163条において読み替えて準用する第137条、第138条、第140条、第141条、第144条、第145条並びに第146条において読み替えて準用する第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第25条、第32条から第39条まで、第107条及び第108条並びに第9節第6款第4目」と読み替えるものとする。第168条中「規定は」を「規定は、」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第147条第2項及び第148条第2号を除く。）中「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防短期入所生活介護の」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」と、第147条第1項中「指定介護予防短期入所生活介護は」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は」と、同条第2項中「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（第157条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）」と、「指定介護予防短期入所生活介護の」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の」と、第148条中「第132条」とあるのは「第156条」と、「前条」とあるのは「第168条において読み替えて準用する第147条」と、同条第2号中「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（第157条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）」と、「指定介護予防短期入所生活介護の」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の」と読み替えるものとする。

第170条第1項中「以下この款」を「第5項」に改め、同項第2号中「以下この条及び第172条」を「次項並びに第172条第1項及び第173条第2項第1号イ」に改め、同条第6項中「（指定居宅サービス等基準省令第140条の26に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）」を削る。

第172条第1項中「その利用定員」を「その利用定員（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次条第2項第2号において同じ。）」に改める。第175条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第11条、第12条、第21条第1項及び第23条を除く。）中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、「指定介護予防通所介護事業者」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護の」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護の」と、「指定介護予防訪問介護を」とあり、及び「指定介護予防通所介護を」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護を」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあり、「指定介護予防通所介護事業

所」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護に」と、第11条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護（第169条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。）」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護の」と、第12条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。）」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護を」と、第21条第1項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護を提供した際は、当該指定介護予防訪問介護を提供した日及びその内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護を提供した際は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護を提供した日及びその内容」と、第23条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護の」と、第32条中「第28条」とあるのは「第175条において読み替えて準用する第142条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者（第170条第1項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者をいう。以下同じ。）」と、第56条第1項中「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護の」と、同条第2項中「第54条、前条、次条、第58条並びに第59条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第25条及び第30条から第39条まで並びに次款」とあるのは「第174条並びに第175条において読み替えて準用する第11条から第15条まで、第18条、第21条、第23条、第25条、第32条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第37条から第39条まで、第105条、第107条、第108条及び第132条並びに第9節第4款（第139条第1項及び第146条を除く。）及び第5款」と、第105条第3項中「介護予防通所介護従業者」を「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第132条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第137条第1項中「第142条」とあるのは「第175条において読み替えて準用する第142条」と、第139条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同項第3号中「省令第135条第3項第3号」とあるのは「省令第185条において準用する省令第135条第3項第3号」と、同項第4号中「省令第135条第3項第4号」とあるのは「省令第185条において準用する省令第135条第3項第4号」と、同項第5号中「省令第135条第3項第5号」とあるのは「省令第185条において準用する省令第135条第3項第5号」と、同項第7号中「指定介護予防短期入所生活介護に」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護に」と、同条第4項中「省令第135条第4項」とあるのは「省令第185条において準用する省令第135条第4項」と、第143条第1項中「指定介護予防短期入所生活介護を」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護を」と、第

145条第2項第1号中「第148条第2号」とあるのは「第175条において読み替えて準用する第148条第2号」と、同項第2号中「次条」とあるのは「第175条」と、同項第3号中「第140条第2項」とあるのは「第175条において読み替えて準用する第140条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第175条」と、第147条第1項中「指定介護予防短期入所生活介護は」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護は」と、第148条中「第132条」とあるのは「第175条において読み替えて準用する第132条」と、「前条」とあるのは「第175条において読み替えて準用する第147条」と、第152条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第177条第1項中「従業者（以下）」を「従業者（第199条第4項において）」に改め、同項第1号中「以下この条」を「以下この項」に改め、同項第2号中「利用者」を「利用者」に改める。

第179条中「以下同じ」を「第183条第2号において同じ」に改める。

第184条第2項第1号を次のように改める。

(1) 第188条第2号に規定する介護予防短期入所療養介護計画
第186条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第11条及び第12条を除く。）中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、「指定介護予防通所介護事業者」とあり、「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあり、及び「指定介護予防短期入所生活介護の」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護の」と、「指定介護予防訪問介護を」とあり、及び「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護を」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護に」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護事業所」と、第11条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護（第176条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。））」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護の」と、第12条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。））」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護を」と、第32条中「第28条」とあるのは「第182条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者（第177条第1項に規定する介護予防短期入所療養介護従業者をいう。以下同じ。））」と、第56条第1項中「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護の」と、同条第2項中「第54条、前条、次条、第58条並びに第59条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第25条及び第30条から第39条まで並びに次款」とあるのは「第179条から第185条まで並びに第186条において読み替えて準用する第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条から第39条まで、第105条、第125条、第137条、第138条第2項及び第144条並びに第10節第5款」と、第105条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第125条第2項中「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」とあるの

は「指定介護予防短期入所療養介護事業所」と、第137条第1項中「第142条」とあるのは「第182条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第188条第1号中「通じる等」を「通ずる等」に改め、同条第2号中「介護予防短期入所療養介護計画」を「介護予防短期入所療養介護計画（以下この条において「介護予防短期入所療養介護計画」という。））」に改め、同条第3号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条第6号中「当該計画」を「当該介護予防短期入所療養介護計画」に改める。

第189条第6号中「別に」を削る。

第191条第1項中「と日常生活」を「及び日常生活」に改める。

第196条第2項中「をいう」を「をいう。第200条において同じ」に改める。

第200条中「利用者（）」を「利用者数（）」に、「利用者。」を「利用者の数。」に、「数以上の」を「以上の」に改める。

第201条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第179条を除く。）中「指定介護予防短期入所療養介護事業者」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「指定介護予防短期入所療養介護の」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」と、第179条中「指定介護予防短期入所療養介護事業者」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（第196条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。））」と、「指定介護予防短期入所療養介護を」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を」と、第184条第2項第2号中「第186条」とあるのは「第201条において読み替えて準用する第186条」、同項第3号中「第181条第2項」とあるのは「第201条において読み替えて準用する第181条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「第186条」とあるのは「第201条において読み替えて準用する第186条」と、第186条中「指定介護予防短期入所療養介護を」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を」と、「指定介護予防短期入所療養介護事業所」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」と、「指定介護予防短期入所療養介護（第176条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。））」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（第196条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。））」と、「指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。））」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（第196条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。））」と、「第182条」とあるのは「第198条」と、「第179条から第185条まで並びに第186条において読み替えて準用する第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条から第39条まで、第105条、第125条、第137条、第138条第2項及び第144条並びに第10節第5款」とあるのは「第197条から第200条まで並びに第201条において読み替えて準用する第179条、第181条、第184条、第185条並びに第186条において読み替えて準用する第11条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条から第39条まで、第125条、第137条、第138条第2項及び第144条並びに第10節第6款第4目」と読み替えるものとする。

第206条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第187条第2項及び第188条第2号を除く。）中「指定介護予防短期入所療養介護事業者」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「指定介護予防短期入所療養介護の」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」と、「指定介護予防短期入所療養介護事業所」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」と、第187条第1項中「指定介護予防短期入所療養介護は」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護は」と、同条第2項中「指定介護予防短期入所療養介護事業者」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（第196条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）」と、「指定介護予防短期入所療養介護の」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」と、第188条中「第176条」とあるのは「第195条」と、「前条」とあるのは「第206条において読み替えて準用する第187条」と、同条第2号中「指定介護予防短期入所療養介護事業所」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（第196条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）」と、「指定介護予防短期入所療養介護の」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」と、第189条第5号中「省令第198条第5号」とあるのは「省令第215条において準用する省令第198条第5号」と、同条第6号中「省令第198条第6号」とあるのは「省令第215条において準用する省令第198条第6号」と読み替えるものとする。

第207条第1項中「（法第8条の2第11項に規定する計画をいう。以下同じ。）」及び「（特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）」を削り、同条第3項中「行く場合については」を「行く場合は」に、「行くこととする」を「行うものとする」に改める。

第208条第1項第2号イ(ア)中「30を」を「30人を」に改め、同号イ(イ)中「30を超える」を「30人を超える」に改め、同条第2項中「以下同じ。）の指定」を「第210条第8項において同じ。）の指定」に改め、同項第2号イ(ア)中「30を」を「30人を」に改め、同号イ(イ)中「30を超える」を「30人を超える」に改める。

第210条第4項第4号中「便所は」を「便所」に改め、同項第5号中「食堂は」を「食堂」に改める。

第211条第1項中「重要事項に関する規程」を「運営規程」に改める。

第222条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第13条第1項を除く。）中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業者」とあるのは「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」と、「指定介護予防訪問介護の」とあり、及び「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防特定施設入居者生活介護の」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設」と、第13条第1項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防特定施設入居者生活介護（第207条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防特定施設入居者生活介護の」と、第32条中「第28条」とあるのは「第217条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者（第208条第1項に

規定する介護予防特定施設従業者をいう。第55条において同じ。）」と、第55条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」と、第56条第2項中「第54条、前条、次条、第58条並びに第59条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第25条及び第30条から第39条まで並びに次款」とあるのは「第211条から第221条まで並びに第222条において読み替えて準用する第13条、第14条、第23条、第25条、第32条から第39条まで、第55条、第107条、第108条及び第110条並びに第11節第5款」と読み替えるものとする。第225条第1項中「と日常生活」を「及び日常生活」に改める。第229条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは、「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」と読み替えるものとする。第230条中「（指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この款において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者（以下この款において「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この款において「受託介護予防サービス」という。）をいう。）」を削る。

第231条第1項中「受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービス」を「受託介護予防サービス事業者（指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）による受託介護予防サービス（受託介護予防サービス事業者により当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をいう。以下同じ。）」に改める。

第232条第1項中「基本サービス」を「基本サービス（指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等をいう。）」に改め、同条第2項中「以下同じ。）の指定」を「第234条第8項において同じ。）の指定」に改める。

第234条第4項第2号中「浴室は」を「浴室」に改め、同項第3号中「便所は」を「便所」に改め、同項第4号中「食堂は」を「食堂」に改める。

第235条第1項中「は除く」を「を除く」に改める。

第237条第1項中「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が」を「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は」に、「締結するときは、」を「締結するときは、当該契約を」に改め、同条第4項中「これらの」を「、これらの」に改める。

第239条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第13条第1項、第34条及び第214条第2項を除く。）中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、「指定介護予防通所介護事業者」とあり、及び「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護を」とあり、及び「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を」と、「指定介護予防訪問介護の」とあり、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあり、及び「指定介護予防特定施設

入居者生活介護の」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の」と、「指定介護予防訪問介護に」とあり、及び「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設」と、第13条第1項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（第231条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の」と、第32条中「第28条」とあるのは「第236条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設従業者（第232条第1項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設従業者をいう。第218条第4項において同じ。）」と、第34条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所（第235条第1項に規定する受託介護予防サービス事業所をいう。）」と、第55条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」と、第56条第2項中「第54条、前条、次条、第58条並びに第59条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第25条及び第30条から第39条まで並びに次款」とあるのは「第235条から第238条まで並びに第239条において読み替えて準用する第13条、第14条、第23条、第25条、第32条から第39条まで、第55条、第107条、第108条、第110条、第212条から第216条まで及び第218条から第220条まで並びに第11節第6款第5目」と、第214条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービス（第232条第1項に規定する基本サービスをいう。第218条第1項において同じ。）を」と、第218条第1項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護その他の」とあるのは「基本サービスその他の」と、同条第4項中「介護予防特定施設従業者」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第241条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第223条第2項を除く。）中「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定介護予防特定施設入居者生活介護の」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の」と、第223条第1項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護は」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護は」と、同条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（第231条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）」と、「指定介護予防特定施設入居者生活介護の」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の」と、第224条中「第207条」とあるのは「第231条」と、「前条」とあるのは「第241条において読み替えて準用する第223条」と、同条第2号中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型指定介護予防特定施設従業者（第232条

第1項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設従業者をいう。第7号において同じ。）及び受託介護予防サービス事業者（第231条第1項に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。同号において同じ。）」と、同条第7号中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型指定介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。

第242条に見出しとして「（基本方針）」を付する。

第245条第3項中「。以下同じ」を削る。

第250条第5項中「事業所」を「当該指定介護予防福祉用具貸与事業所」に改める。

第251条第1項中「当該事業所」を「当該指定介護予防福祉用具貸与事業所」に、「重要事項に関する規程」を「運営規程」に改める。

第253条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第10条第1項、第12条及び第21条第1項を除く。）中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業者」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与の」と、「指定介護予防訪問介護を」とあり、及び「指定介護予防通所介護を」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与を」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与に」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあり、及び「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与事業所」と、第10条第1項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与（第242条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与の」と、「第28条」とあるのは「第247条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員（第243条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。））」と、第12条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。））」と、「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与を」と、第16条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第20条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第21条第1項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与事業者」と、「指定介護予防訪問介護を提供した際は、当該指定介護予防訪問介護を提供した日及びその内容、当該指定介護予防訪問介護」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与を提供した際は、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を開始した日及び終了した日並びに種目及び品名、当該指定介護予防福祉用具貸与」と、第23条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第56条第1項中「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与の」と、同条第2項中「第54条、前条、次条、第58条並びに第59条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第25条及び第30条から第39条まで並びに次款」とあるのは「第246条から第252条まで並びに第253条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第25条、第33条から第39条まで並びに第105条第1項及び第2項並びに第12節第5款」と、第105条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第255条第1号中「通じる等」を「通ずる等」に改める。

第257条第1項中「サービス（以下）」を「サービス（次項において）」に、「事業所（以下）」を「事業所（以下この項において）」に改め、同条第2項中「。以下同じ」を削る。

第258条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第10条第1項、第12条、第21条第1項及び第23条を除く。）中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、「指定介護予防通所介護事業者」とあり、及び「指定介護予防福祉用具貸与事業者」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者」と、「指定介護予防訪問介護」とあり、及び「指定介護予防福祉用具貸与の」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与の」と、「指定介護予防訪問介護」とあり、及び「指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与を」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、「指定介護予防通所介護事業所」とあり、及び「指定介護予防福祉用具貸与事業所」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与に」と、第10条第1項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与（第257条に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者」という。）」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与の」と、「第28条」とあるのは「第258条において読み替えて準用する第247条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員（第243条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）」と、第12条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与の事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」という。））」と、「実施地域等」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具の種目等」と、「指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与を」と、第16条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第20条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第21条第1項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者」と、「指定介護予防訪問介護を提供した際は、当該指定介護予防訪問介護を提供した日及びその内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与を提供した際は、当該基準該当介護予防福祉用具貸与の提供を開始した日及び終了した日、種目、品名」と、第23条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者」と、「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、「指定介護予防訪問介護の内容」とあるのは「介護予防福祉用具貸与の種目、品名」と、第56条第1項中「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与の」と、同条第2項中「第54条、前条、次条、第58条並びに第59条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第25条及び第30条から第39条まで並びに次款」とあるのは「第258条において読み替えて準用する第10条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条、第25条、第33条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第37条から第39条まで並びに第105条第1項及び第2項並びに第12節第1款、第4款（第246条第1項及び第253条を除く。）及び第5款」と、第105条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第242条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指

定介護予防福祉用具貸与」という。）」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第245条第1項ただし書中「第250条第3項」とあるのは「第258条において読み替えて準用する第250条第3項」と、第246条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同項第1号中「指定介護予防福祉用具貸与を」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与を」と、同条第5項中「指定介護予防福祉用具貸与に」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与に」と、第251条第1項中「第247条」とあるのは「第258条において読み替えて準用する第247条」と、第252条第2項第1号中「次条」とあるのは「第258条」と、同項第2号中「第250条第4項」とあるのは「第258条において読み替えて準用する第250条第4項」と、同項第3号から第5号までの規定中「次条」とあるのは「第258条」と、同項第6号中「第256条第1項」とあるのは「第258条において読み替えて準用する第256条第1項」と、第254条第1項中「指定介護予防福祉用具貸与は」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与は」と、第255条中「第242条」とあるのは「第258条において読み替えて準用する第242条」と、「前条」とあるのは「第258条において読み替えて準用する第254条」と、同条第2号中「次条第1項」とあるのは「第258条において読み替えて準用する第256条第1項」と読み替えるものとする。第264条第1項中「第56条第3項に規定する」を「第56条第3項の」に改める。第267条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第10条第1項及び第12条を除く。）中「指定介護予防訪問介護事業者」とあり、「指定介護予防通所介護事業者」とあり、及び「指定介護予防福祉用具貸与事業者」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売の」と、「指定介護予防訪問介護」とあり、及び「指定介護予防通所介護を」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売を」と、「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあり、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあり、「指定介護予防通所介護事業所」とあり、及び「指定介護予防福祉用具貸与事業所」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」と、「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売に」と、第10条第1項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売（第259条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。））」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売の」と、「第28条」とあるのは「第267条において読み替えて準用する第247条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員（第243条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。第248条において同じ。））」と、第12条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う事業所（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。））」と、「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目等」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売を」と、第16条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第20条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第56条第1項中「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売の」と、同条第2項中「第54条、前条、次条、第58条並びに第59条において読み替えて準用する第10条から第21条まで、第23条、第25条及び第30条から第39条まで並び

に次款」とあるのは「第263条から第266条まで並びに第267条において読み替えて準用する第10条から第16条まで、第18条から第20条まで、第25条、第31条、第33条から第39条まで、第105条第1項及び第2項、第247条から第249条まで並びに第251条並びに第13節第5款」と、第105条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第247条第4号中「指定介護予防福祉用具貸与の」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売の」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第248条中「福祉用具に」とあるのは「特定介護予防福祉用具に」と、第249条中「福祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と、第251条第1項中「第247条」とあるのは「第267条において読み替えて準用する第247条」と、同条第2項中「福祉用具の」とあるのは「特定介護予防福祉用具の」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

第269条第5号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第270条第1項中「あるときは、」を「あるときは、第256条第1項に規定する」に改め、同条第2項中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。
(高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「を含む。」を「を含む。第7条第1項第1号を除き、」に改める。
(高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第7条2項第4号」を「第7条第2項第4号」に改める。
(高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。
(高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第9条 高知県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「、障害者自立支援法」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。
(高知県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正)

第10条 高知県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年高知県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第1条の規定による改正前の障害者自立支援法」に改める。

(高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第11条 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第13号）の一部を次のよう

に改正する。

第5条第3項中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に改める。

第49条第3項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第51条第1項中「障害者自立支援法第5条第17項」を「障害者総合支援法第5条第17項」に改める。

第62条中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

附則第2項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

(高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第12条 高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に改める。

第7条第4項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に、「同法」を「障害者総合支援法」に改める。

第26条、第47条第3項及び第49条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第56条第4項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に、「同法」を「障害者総合支援法」に改める。

(高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第13条 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第28条第1項中「サービス提供責任者」を「サービス提供責任者（第7条第2項のサービス提供責任者をいう。以下この条及び第32条第3項において同じ。）」に改める。

第52条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第55条第1項中「備えなければならない」を「備えなければならない。」に改める。

附則第10項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

（高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第14条 高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第7条第1項第2号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改め、同項第6号を次のように改める。

（6）施設入所支援を行う場合 施設入所支援を行うために置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

ア 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は省令第4条第6号イ（1）の規定により厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

（ア）利用者の数が60以下 1以上

（イ）利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

第17条第1項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第25条第3項第3号ア中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

（高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第15条 高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

第5条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

（高知県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第16条 高知県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

るための法律」に改める。

第2条中「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」に改める。

（高知県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第17条 高知県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条中「障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」に改める。

（高知県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第18条 高知県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条中「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

第10条第1項第1号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

（高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第19条 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第21条第5項中「レクリエーション行事」を「レクリエーション行事」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

知事及び副知事の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第33号

知事及び副知事の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の退職手当に関する条例（平成15年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例

第1条中「第204条第3項」を「第204条第3項及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項」に、「及び副知事」を「、副知事及び教育長」に改める。

第3条第1号中「100分の60」を「100分の50」に改め、同条第2号中「100分の43」を「100分の36」に改め、同条に次の1号を加える。

（3）教育長 100分の25

第5条第1項及び第2項中「副知事」を「副知事又は教育長」に改め、同条第4項第1

号中「副知事としての」を「副知事又は教育長としての各々の」に、「第3条」を「第3条第2号又は第3号に掲げる区分に応じ同条」に改め、同項第2号中「副知事」を「副知事又は教育長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）に在職する教育長については、その者の次項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号。以下この項において「旧一般職の退職手当条例」という。）第7条の規定による一般職の職員（旧一般職の退職手当条例第2条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）としての勤続期間について、一般職の職員の例により算定して得た額（算定の基礎となる給料月額（旧一般職の退職手当条例第3条第1項に規定する給料月額をいう。以下この項において同じ。）については、施行日の前日においてその者が受けていた給料月額とする。）を退職手当として、施行日から起算して1月以内に支給するものとする。この場合において、この条例による改正後の知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例第3条のその者の在職期間は、施行日以後のその者の在職期間とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 3 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。
第1条中「副知事」を「副知事、教育長」に改める。

高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第34号

高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例

高知県特別会計設置条例（昭和39年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。
本則の表中

集中処理する報酬、賃金、公共料金等の経費の支出事務を効率的に行うため	高知県会計事務集中管理特別会計
------------------------------------	-----------------

集中処理する報酬、賃金、公共料金等の経費の支出事務を効率的に行うため	高知県会計事務集中管理特別会計
高知県収入証紙の売りさばき代金並びに自動車取得税及び自動車税に係る始動票札交付料による歳入に伴う経理を明確にするため	高知県収入証紙等管理特別会計

に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第35号

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「知事」を「、知事」に改め、「及び同法第291条の2第2項の規定に基づき県の執行機関の権限に属する事務のうち県の加入しない広域連合の事務に関連するものを当該広域連合が処理することとする」とを削る。

第2条の見出し中「又は広域連合」を削り、同条中「市町村又は広域連合が」を「市町村が」に改め、同条の表中

事務	市町村又は広域連合
----	-----------

を

事務	市町村
----	-----

に改め、同表23の項を次のように改める。

23 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第32条の規定による専用水道の布設工事の工事着手前の確認 イ 法第33条第5項の規定によるアの確認に係る申請者に対する通知 ウ 法第34条第1項において読み替えて準用する法第13条第1項の規定による専用水道の設置者からの給水開始前の届出の受理 エ 法第34条第1項において読み替えて準用する法第24条の3第2項の規定による専用水道の設置者からの業務の委託に係る届出の受理 オ 法第36条第1項又は第2項の規定に基づく専用水道の設置者に対する改善の指示等 カ 法第36条第3項の規定に基づく簡易専用水道の設置者に対する必要な措置の指示 キ 法第37条の規定に基づく専用水道又は簡易専用水道の給水停止命令 ク 法第39条第2項の規定に基づく専用水道の設置者に対する報告の徴収又は立入検査	津野町
---	-----

<p>ケ 法第39条第3項の規定に基づく簡易専用水道の設置者に対する報告の徴収又は立入検査</p>		<p>る高度管理医療機器等の販売業者又は賃貸業者からの高度管理医療機器等の販売又は賃貸業の休廃止等の届出の受理（省令第174条第4項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）</p> <p>(オ) 法第40条第2項において準用する法第10条の規定による管理医療機器の販売業者又は賃貸業者からの管理医療機器の販売又は賃貸業の休廃止等の届出の受理</p> <p>(カ) 法第69条第2項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する報告の徴収又は立入検査等</p> <p>(キ) 法第70条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する医療機器の廃棄、回収等の措置命令</p> <p>(ク) 法第72条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する構造設備の改善命令又は施設の使用禁止命令</p> <p>(ケ) 法第72条の4第1項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する業務の運営の改善措置命令</p> <p>(コ) 法第72条の4第2項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する(セ)の条件に対する違反を是正するための措置命令</p> <p>(サ) 法第73条の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する高度管理医療機器等営業管理者又は特定管理医療機器営業管理者等の変更命令</p> <p>(シ) 法第75条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する(ア)の許可の取消し又は業務の停止命令</p> <p>(ス) 法第76条の規定による(イ)の許可の更新を拒否する場合の当該処分の名宛人に対する処分の理由の通知及び弁明等の機会の付与</p> <p>(セ) 法第79条第1項の規定に基づく(ア)の許可若しくは承認又は(エ)の承認への条件の付加等</p> <p>(ソ) 政令第44条の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の交付</p> <p>(タ) 政令第45条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の書換え交付</p> <p>(チ) 政令第46条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の再交付</p> <p>(ツ) 政令第46条第3項又は第47条の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の返納の受理</p> <p>(テ) 政令第48条の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可台帳への記載</p> <p>イ その他の事務</p>	
<p>第2条の表26の項を次のように改める。</p>			
<p>26 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第25条第1項の規定による火薬類（火工品のうちの煙火に限る。以下この項において同じ。）の消費の許可</p> <p>イ 法第25条第3項の規定に基づくアの許可の取消し</p> <p>ウ 法第43条第1項の規定に基づく火薬類の消費場所への立入検査等</p> <p>エ 法第45条第2号の規定に基づく火薬類の消費の一時禁止又は制限</p> <p>オ 法第46条第2項の規定に基づく火薬類について災害が発生したときの報告の徴収</p> <p>カ 法第47条の規定による火薬類による爆発その他災害が発生したときの指示</p> <p>キ 法第48条第1項の規定に基づくアの許可への条件の付加</p> <p>ク 法第52条第1項の規定によるアの許可に係る高知県公安委員会からの意見の聴取</p> <p>ケ 法第52条第2項の規定によるアの許可に係る高知県公安委員会又は海上保安庁長官への通報</p> <p>コ 法第52条第4項の規定に基づく火薬類の消費に係る高知県公安委員会又は海上保安庁長官からの必要な措置の要請の受理</p>	<p>安芸市、芸西市</p>		
<p>第2条の表28の項を次のように改める。</p>			
<p>28 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）、薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）及び薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 医療機器の販売業又は賃貸業に関する事務</p> <p>(ア) 法第39条第1項の規定による高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下この項において「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は賃貸業の許可（省令第160条第3項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）</p> <p>(イ) 法第39条第4項の規定による(ア)の許可の更新</p> <p>(ウ) 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器（同項に規定する管理医療機器をいう。以下この項において同じ。）の販売業又は賃貸業の届出の受理</p> <p>(エ) 法第40条第1項において準用する法第10条の規定によ</p>	<p>高知市</p>		

<p>の戸数に限る。以下1の項ア(イ) aにおいて同じ。)が1のとき。 (b) 戸数が2以上5以下のとき。 (c) 戸数が6以上10以下のとき。 (d) 戸数が11以上25以下のとき。 (e) 戸数が26以上50以下のとき。 (f) 戸数が51以上100以下のとき。 (g) 戸数が101以上200以下のとき。 (h) 戸数が201以上300以下のとき。 (i) 戸数が301以上のとき。</p>	<p>1万円 17,000円 28,000円 46,000円 82,000円 129,000円 163,000円 174,000円</p>	<p>超え2,000平方メートル以内のとき。 iii 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。 iv 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。 v 共用部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき。 vi 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。</p>	<p>82,000円 129,000円 163,000円 204,000円</p>
<p>b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合 (a) 住戸の部分に係るもの i 戸数が1のとき。 ii 戸数が2以上5以下のとき。 iii 戸数が6以上10以下のとき。 iv 戸数が11以上25以下のとき。 v 戸数が26以上50以下のとき。 vi 戸数が51以上100以下のとき。 vii 戸数が101以上200以下のとき。 viii 戸数が201以上300以下のとき。 ix 戸数が301以上のとき。 (b) 共用部分に係るもの i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。 ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを</p>	<p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額 5,000円 1万円 17,000円 28,000円 46,000円 82,000円 129,000円 163,000円 174,000円 1万円 28,000円</p>	<p>(ウ) 複合建築物（住宅の用途に供する部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）に係るもの a 住戸の部分のみの場合 b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合 (a) 住宅の用途に供する部分に係るもの (b) 非住宅部分に係るもの i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。 ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。 iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。 iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メート</p>	<p>戸数（申請に係る住戸の戸数に限る。）に応じ、それぞれア(イ) aに定める額 (a)に定める額と(b)に定める額との合計額 戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれア(イ) bに定める額 1万円 28,000円 82,000円 129,000円</p>

<p>ル以内のとき。 v 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき。 vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。 (エ) 非住宅建築物(非住宅部分のみを有する建築物をいう。以下この表において同じ。)に係るもの イ 適合証が添付されていないもの (ア) 一戸建ての住宅に係るもの (イ) 共同住宅等に係るもの a 住戸の部分のみの場合 (a) 戸数(申請に係る住戸の戸数に限る。以下1の項イ(イ)aにおいて同じ。)が1のとき。 (b) 戸数が2以上5以下のとき。 (c) 戸数が6以上10以下のとき。 (d) 戸数が11以上25以下のとき。 (e) 戸数が26以上50以下のとき。 (f) 戸数が51以上100以下のとき。 (g) 戸数が101以上200以下のとき。 (h) 戸数が201以上300以下のとき。 (i) 戸数が301以上のとき。 b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合 (a) 住戸の部分に係るもの i 戸数が1のとき。 ii 戸数が2以上5以下のとき。 iii 戸数が6以上10以下のとき。 iv 戸数が11以上25以下の</p>	<p>163,000円 204,000円 床面積に応じ、それぞれア(ウ)b(b)に定める額 1戸につき36,000円 36,000円 71,000円 10万円 14万円 20万円 287,000円 387,000円 507,000円 595,000円 (a)に定める額と(b)に定める額との合計額 36,000円 71,000円 10万円 14万円</p>			<p>とき。 v 戸数が26以上50以下のとき。 vi 戸数が51以上100以下のとき。 vii 戸数が101以上200以下のとき。 viii 戸数が201以上300以下のとき。 ix 戸数が301以上のとき。 (b) 共用部分に係るもの i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。 ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。 iii 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。 iv 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。 v 共用部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき。 vi 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。 (ウ) 複合建築物に係るもの a 住戸の部分のみの場合 b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合 (a) 住宅の用途に供する部分に係るもの (b) 非住宅部分に係るもの</p>	<p>20万円 287,000円 387,000円 507,000円 595,000円 112,000円 185,000円 286,000円 366,000円 437,000円 509,000円</p>	<p>戸数(申請に係る住戸の戸数に限る。)に応じ、それぞれイ(イ)aに定める額 (a)に定める額と(b)に定める額との合計額 戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれイ(イ)bに定める額</p>
---	---	--	--	---	---	--

<ul style="list-style-type: none"> i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。 ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。 iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。 iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。 v 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき。 vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。 <p>(エ) 非住宅建築物に係るもの</p>		<p>247,000円</p> <p>393,000円</p> <p>557,000円</p> <p>681,000円</p> <p>803,000円</p> <p>916,000円</p> <p>床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b (b)に定める額</p>			<ul style="list-style-type: none"> のとき。 (g) 戸数が101以上200以下のとき。 (h) 戸数が201以上300以下のとき。 (i) 戸数が301以上のとき。 <p>b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 住戸の部分に係るもの <ul style="list-style-type: none"> i 戸数が1のとき。 ii 戸数が2以上5以下のとき。 iii 戸数が6以上10以下のとき。 iv 戸数が11以上25以下のとき。 v 戸数が26以上50以下のとき。 vi 戸数が51以上100以下のとき。 vii 戸数が101以上200以下のとき。 viii 戸数が201以上300以下のとき。 ix 戸数が301以上のとき。 (b) 共用部分に係るもの <ul style="list-style-type: none"> i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。 ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。 iii 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。 iv 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。 v 共用部分の床面積の合計が1万平方メートルを 		<p>64,500円</p> <p>81,500円</p> <p>87,000円</p> <p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額</p> <p>2,500円</p> <p>5,000円</p> <p>8,500円</p> <p>14,000円</p> <p>23,000円</p> <p>41,000円</p> <p>64,500円</p> <p>81,500円</p> <p>87,000円</p> <p>5,000円</p> <p>14,000円</p> <p>41,000円</p> <p>64,500円</p> <p>81,500円</p>	
<p>2 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>ア 適合証が添付されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 一戸建ての住宅に係るもの (イ) 共同住宅等に係るもの <ul style="list-style-type: none"> a 住戸の部分のみの場合 <ul style="list-style-type: none"> (a) 戸数（申請に係る住戸の戸数に限る。以下2の項ア(イ) aにおいて同じ。）が1のとき。 (b) 戸数が2以上5以下のとき。 (c) 戸数が6以上10以下のとき。 (d) 戸数が11以上25以下のとき。 (e) 戸数が26以上50以下のとき。 (f) 戸数が51以上100以下 	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>1戸につき2,500円</p> <p>2,500円</p> <p>5,000円</p> <p>8,500円</p> <p>14,000円</p> <p>23,000円</p> <p>41,000円</p>						

<p>超え25,000平方メートル以内のとき。</p>							
<p>vi 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。</p>		<p>102,000円</p>			<p>の戸数に限る。以下2の項イ(イ) aにおいて同じ。)が1のとき。</p>	<p>35,500円</p>	
<p>(ウ) 複合建築物に係るもの a 住戸の部分のみの場合</p>		<p>戸数(申請に係る住戸の戸数に限る。)に応じ、それぞれア(イ) aに定める額</p>			<p>(b) 戸数が2以上5以下のとき。</p>	<p>5万円</p>	
<p>b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合 (a) 住宅の用途に供する部分に係るもの</p>		<p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額 戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれア(イ) bに定める額</p>			<p>(c) 戸数が6以上10以下のとき。</p>	<p>7万円</p>	
<p>(b) 非住宅部分に係るもの i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。</p>		<p>5,000円</p>			<p>(d) 戸数が11以上25以下のとき。</p>	<p>10万円</p>	
<p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。</p>		<p>14,000円</p>			<p>(e) 戸数が26以上50以下のとき。</p>	<p>143,500円</p>	
<p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。</p>		<p>41,000円</p>			<p>(f) 戸数が51以上100以下のとき。</p>	<p>193,500円</p>	
<p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。</p>		<p>64,500円</p>			<p>(g) 戸数が101以上200以下のとき。</p>	<p>253,500円</p>	
<p>v 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき。</p>		<p>81,500円</p>			<p>(h) 戸数が201以上300以下のとき。</p>	<p>297,500円</p>	
<p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。</p>		<p>102,000円</p>			<p>(i) 戸数が301以上のとき。</p>	<p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額</p>	
<p>(エ) 非住宅建築物に係るもの</p>		<p>床面積に応じ、それぞれア(ウ) b (b)に定める額</p>			<p>b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合</p>	<p>18,000円</p>	
<p>イ 適合証が添付されていないもの (ア) 一戸建ての住宅に係るもの</p>		<p>1戸につき18,000円</p>			<p>(a) 住戸の部分に係るもの i 戸数が1のとき。</p>	<p>35,500円</p>	
<p>(イ) 共同住宅等に係るもの a 住戸の部分のみの場合</p>					<p>ii 戸数が2以上5以下のとき。</p>	<p>5万円</p>	
<p>(a) 戸数(申請に係る住戸</p>		<p>18,000円</p>			<p>iii 戸数が6以上10以下のとき。</p>	<p>7万円</p>	
					<p>iv 戸数が11以上25以下のとき。</p>	<p>10万円</p>	
					<p>v 戸数が26以上50以下のとき。</p>	<p>143,500円</p>	
					<p>vi 戸数が51以上100以下のとき。</p>	<p>193,500円</p>	
					<p>vii 戸数が101以上200以下のとき。</p>	<p>253,500円</p>	
					<p>viii 戸数が201以上300以下のとき。</p>	<p>297,500円</p>	
					<p>ix 戸数が301以上のとき。</p>	<p>(b) 共用部分に係るもの i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。</p>	<p>56,000円</p>
					<p>ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを</p>	<p>92,500円</p>	

<p>超え2,000平方メートル以内のとき。</p> <p>iii 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。</p> <p>iv 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。</p> <p>v 共用部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき。</p> <p>vi 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。</p> <p>(ウ) 複合建築物に係るもの</p> <p>a 住戸の部分のみの場合</p> <p>b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合</p> <p>(a) 住宅の用途に供する部分に係るもの</p> <p>(b) 非住宅部分に係るもの</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル</p>		<p>143,000円</p> <p>183,000円</p> <p>218,500円</p> <p>254,500円</p> <p>戸数（申請に係る住戸の戸数に限る。）に応じ、それぞれイ(イ) a に定める額</p> <p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額</p> <p>戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれイ(イ) b に定める額</p> <p>123,500円</p> <p>196,500円</p> <p>278,500円</p> <p>340,500円</p> <p>401,500円</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1209 127 1590 351"> <p>を超え25,000平方メートル以内のとき。</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。</p> <p>(エ) 非住宅建築物に係るもの</p> </td> <td data-bbox="1590 127 1780 351"></td> <td data-bbox="1780 127 2094 351"> <p>458,000円</p> <p>床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b (b)に定める額</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1209 351 2094 470"> <p>備考 左欄に掲げる「共同住宅等に係るもの」、「複合建築物に係るもの」又は「非住宅建築物に係るもの」に係る事務につき、それぞれ右欄に掲げる額は、共同住宅等1棟、複合建築物1棟又は非住宅建築物1棟についての額とする。</p> </td> </tr> </table> <p>第59条中「事務」を「事務の手数料及び第55条の4の都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務」に改める。</p> <p>第60条中「第55条の2」を「第55条の3」に、「事務の」を「事務の手数料及び第55条の4の都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務の」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>~~~~~</p> <p>高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成25年3月29日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県条例第37号</p> <p>高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例</p> <p>高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例（平成20年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項中「すべての」を「全ての」に改め、同項第2号中「おう盛で」を「旺盛で」に改め、同条第2項中「すべての」を「全ての」に改める。</p> <p>附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>~~~~~</p> <p>高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成25年3月29日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県条例第38号</p> <p>高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例</p> <p>高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第56号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第2項中「すべて」を「全て」に改める。</p> <p>第5条ただし書中「（第3条の地域活性化・公共投資臨時交付金により造成した部分に係るものに限る。）」を削り、「高知県地域活性化・公共投資臨時基金の目的を達成するための経費に充てる」を「国庫に納付する」に改める。</p>	<p>を超え25,000平方メートル以内のとき。</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。</p> <p>(エ) 非住宅建築物に係るもの</p>		<p>458,000円</p> <p>床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b (b)に定める額</p>	<p>備考 左欄に掲げる「共同住宅等に係るもの」、「複合建築物に係るもの」又は「非住宅建築物に係るもの」に係る事務につき、それぞれ右欄に掲げる額は、共同住宅等1棟、複合建築物1棟又は非住宅建築物1棟についての額とする。</p>		
<p>を超え25,000平方メートル以内のとき。</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。</p> <p>(エ) 非住宅建築物に係るもの</p>		<p>458,000円</p> <p>床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b (b)に定める額</p>								
<p>備考 左欄に掲げる「共同住宅等に係るもの」、「複合建築物に係るもの」又は「非住宅建築物に係るもの」に係る事務につき、それぞれ右欄に掲げる額は、共同住宅等1棟、複合建築物1棟又は非住宅建築物1棟についての額とする。</p>										

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第39号**

**高知県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例**

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成5年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「として介護等の業務」及び「相談援助の業務（以下「」を削り、「」という）を「（介護等の業務又は相談援助の業務をいう。以下同じ）」に改める。

**附 則**

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県介護福祉士等修学資金貸与条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の高知県介護福祉士等修学資金貸与条例の規定は、平成24年4月1日以後に新たに修学資金の貸与を決定する者の修学資金の貸与及び返還について適用し、同日前に修学資金の貸与を決定した者の修学資金の返還については、なお従前の例による。

~~~~~  
高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第40号

高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年12月31日」を「平成26年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第41号**

**高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例**

高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、基金の一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するときは、こ

の限りでない。

附則第2項中「平成25年12月31日」を「平成26年12月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第42号

高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

高知県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年高知県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第43号**

**高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例**

高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを「（残額の処理）」に改め、同項中「は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。」を「の廃止の際に」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
公の施設等の使用料等の額の算定における期間の計算に係る規定を整備するための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第44号

公の施設等の使用料等の額の算定における期間の計算に係る規定を整備するための関係条例の整備に関する条例

（こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成10年高知県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表の2の備考1中「利用期間が1月未満であるとき又は利用期間に1月未満の端数があるときは、当該利用期間又は当該端数を」を「附属設備の利用を開始する日又は終

了する日が月の途中である場合におけるその月分の利用料金は、」に改める。
(高知県漁港管理条例の一部改正)

第2条 高知県漁港管理条例(昭和38年高知県条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考2中「計算単位当たりの使用料の基準を月額で定めたもので使用期間が1月未満のもの又は使用期間に1月未満の端数のあるものは当該使用期間又は端数を1月として計算するものとし、」を削り、「使用期間が1日未満」を「、使用期間が1日未満」に、「当該使用期間又は端数を1日」を「、当該使用期間又は端数を1日」に改め、同表備考8を同表備考9とし、同表備考7中「その端数」を「当該端数」に改め、同備考を同表備考8とし、同表中備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、同表備考3中「占用期間が1年未満」を「、占用期間が1年未満」に、「許可の日の属する月から占用を終わる日の属する月までの月割計算によるものとし、計算単位当たりの占用料の基準を月額で定めたもので占用期間が1月未満のもの又は占用期間に1月未満の端数のあるものは当該占用期間又は」を「、月割計算によるものとする。この場合における期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該」に改め、同備考を同表備考4とし、同表備考2の次に次のように加える。

3 計算単位当たりの使用料の基準又は計算単位当たりの占用料の基準を月額で定めたものにおける期間の計算は、民法(明治29年法律第89号)第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。

別表第2の1の備考3中「許可の日の属する月から占用を終わる日の属する月までの月割計算によるものとする」を「月割計算によるものとする。この場合における期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する」に改め、同表の1の備考5中「その端数」を「当該端数」に改める。

(高知県公共用財産管理条例の一部改正)

第3条 高知県公共用財産管理条例(平成12年高知県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表備考3中「占用又は使用の」を「、占用若しくは使用の」に、「は許可の日の属する月から占用又は使用を終わる日の属する月までの」を「又は占用若しくは使用の期間に1年未満の端数のあるものは、」に、「とし、使用料の計算単位を月額で定めたもので占用若しくは使用の期間が1月未満のもの又は占用若しくは使用の期間に1月未満の端数があるものは当該占用若しくは使用の期間又は」を「とする。この場合における期間の計算は、民法(明治29年法律第89号)第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該」に改め、同表備考5中「料金の額」を「1件の許可に係る使用料又は採取料の合計額」に、「その端数」を「当該端数」に改め、同備考を同表備考6とし、同表備考4中「料金」を「許可に係る使用料又は採取料」に改め、「これを」を削り、同備考を同表備考5とし、同表備考3の次に次のように加える。

4 計算単位当たりの使用料を月額で定めたものにおける期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。

(高知県河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第4条 高知県河川流水占用料等徴収条例(平成11年高知県条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考2中「納付すべき額」を「1件の許可に係る流水占用料の合計額」に、

「これを」を「当該端数を」に改める。

別表第2備考を次のように改める。

- 備考 1 流量で、毎秒1,000分の1立方メートル未満であるもの又は毎秒1,000分の1立方メートル未満の端数のあるものは、当該流量又は端数を毎秒1,000分の1立方メートルとして計算する。
- 2 占用期間が1年未満のとき又は占用期間に1年未満の端数のあるときは、月割計算によるものとする。この場合における期間の計算は、民法(明治29年法律第89号)第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるときは、当該端数を1月として計算する。
- 3 1件の許可に係る流水占用料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。

別表第3備考1中「に掲げる」を「に定める」に、「類似する種別」を「もののうち類似するもの」に、「これに」を「この表に定めるものに」に、「その都度」を「その都度知事が別に」に改め、同表備考2中「占用期間が1年に満たないときは年額を12で除したものを1月の額とし、1月に満たないときはこれを1月とみなして」を「、占用期間が1年未満のもの又は占用期間に1年未満の端数のあるものは、月割計算によるものとする。この場合における期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として」に改め、同表備考3中「に1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、全体の面積」を「で、1平方メートル未満の端数のあるものは、当該端数を切り捨てて計算する。ただし、全体の占用面積」に、「1平方メートルとする」を「1平方メートルとして計算する」に改め、同表備考4中「に1,000平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、全体の面積」を「で、1,000平方メートル未満の端数のあるものは、当該端数を切り捨てて計算する。ただし、全体の占用面積」に、「1,000平方メートルとする」を「1,000平方メートルとして計算する」に改め、同表備考5から備考7までを次のように改める。

- 5 占用の延長で、1メートル未満であるもの又は1メートル未満の端数のあるものは、当該延長又は端数を1メートルとして計算する。
- 6 1件の許可に係る土地占用料の合計額が100円未満の場合は、100円とする。
- 7 1件の許可に係る土地占用料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。

別表第4備考1中「に掲げる」を「に定める」に、「類似する種別」を「もののうち類似するもの」に、「これに」を「この表に定めるものに」に、「その都度」を「その都度知事が別に」に改め、同表備考2を次のように改める。

- 2 土石の体積等で、この表の計算単位に満たないもの又はこの表の計算単位で端数のあるものは、当該体積等又は端数を当該計算単位に切り上げて計算する。

別表第4備考3中「料金」を「許可に係る土石等採取料」に改め、「これを」を削り、同表備考4中「料金の額」を「1件の許可に係る土石等採取料の合計額」に、「その端数」を「当該端数」に改める。

(高知県道路占用料徴収条例の一部改正)

第5条 高知県道路占用料徴収条例(昭和44年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「。以下この項において「電線共同溝整備法」という。」を削り、

「電線共同溝整備法第21条」を「同法第21条」に、「異なる場合には」を「異なる場合にあっては」に、「次条において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄」を「以下同じ。）に相当する期間を同表占用料の欄の単位の欄」に改め、同項ただし書中「同表占用料の単位の欄」を「同表占用料の欄の単位の欄」に改める。

別表備考7中「若しくは占用物件」を「又は占用物件」に、「長さが」を「長さで、」に、「とき、又はこれらの面積若しくは長さに」を「もの又は」に、「があるときは、」を「のあるものは、当該表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さ又は端数をそれぞれ」に改め、「ものとする」を削り、同表備考8を次のように改める。

8 占用料を年額で定めたもので、占用の期間が1年未満のもの又は占用の期間に1年未満の端数のあるものは、月割計算によるものとする。この場合における期間の計算は、民法（明治29年法律第89号）第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。

別表備考10中「1件の」を「1件の許可に係る」に、「端数が」を「端数を」に、「その端数」を「当該端数」に改め、同備考を同表備考11とし、同表備考9中「1件の」を「1件の許可に係る」に、「の単位を日で」を「を日額で」に改め、同備考を同表備考10とし、同表備考8の次に次のように加える。

9 占用料を月額で定めたものにおける期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。

（高知県立都市公園条例の一部改正）

第6条 高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考を次のように改める。

備考 1 使用又は管理の面積で、1平方メートル未満であるもの又は1平方メートル未満の端数のあるものは、当該面積又は端数を1平方メートルとして計算する。

2 計算単位当たりの使用料を年額で定めたもので、使用若しくは管理の期間が1年未満のもの又は使用若しくは管理の期間に1年未満の端数のあるものは、月割計算によるものとする。この場合における期間の計算は、民法（明治29年法律第89号）第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。

3 1件の許可に係る使用料の合計額が100円未満の場合は、100円とする。

4 1件の許可に係る使用料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。

別表第3備考1中「計算単位を1平方メートル又は1メートルで定めたもので、占用の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又は1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、当該占用の面積若しくは長さ」を「占用の面積又は延長で、1平方メートル若しくは1メートル未満であるもの又は1平方メートル若しくは1メートル未満の端数のあるものは、当該面積若しくは延長」に改め、同表備考2中「占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、1月未満の端数は1月として、月割をもって」を「占用期間が1年未満のもの又は占用期間に1年未満の端数のあるものは、月割計算によるものとする。この場合における期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として」に改め、同表備考3中「で、占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、当該占用の期間又は」を「にお

ける期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該」に改め、同表備考4及び備考5を次のように改める。

4 1件の許可に係る占用料の合計額が100円未満の場合は、100円とする。

5 1件の許可に係る占用料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。

別表第4備考1を次のように改める。

1 広告出展許可面積又は表示面積で、1平方メートル未満であるもの又は1平方メートル未満の端数のあるものは、当該面積又は端数を1平方メートルとして計算する。

別表第4備考2中「で、広告出展許可の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、」を「における期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を」に改め、「ものとする」を削り、同表備考3中「であるとき又はその期間に1時間未満の端数があるときは、」を「のもの又は広告出展許可の時間に1時間未満の端数のあるものは、当該時間又は端数を」に改め、「ものとする」を削り、同表備考4及び備考5を次のように改める。

4 1件の許可に係る広告出展料の合計額が100円未満の場合は、100円とする。

5 1件の許可に係る広告出展料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。

（高知県港湾施設管理条例の一部改正）

第7条 高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考1中「占用期間が1年未満」を「、占用期間が1年未満」に、「許可の日の属する月から占用を終わる日の属する月までの月割計算によるものとし、計算単位当たりの占用料の基準を月額で定めたもので、占用期間が1月未満のもの又は占用期間に1月未満の端数のあるものは当該占用期間又は」を「、月割計算によるものとする。この場合における期間の計算は、民法（明治29年法律第89号）第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該」に改め、同表備考2及び備考3を次のように改める。

2 計算単位当たりの占用料の基準又は計算単位当たりの使用料の基準を月額で定めたものにおける期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。

3 計算単位当たりの使用料の基準を1隻の総トン数で定めたもので、1隻の総トン数が1トン未満のもの又は1隻の総トン数に1トン未満の端数のあるものは、当該1隻の総トン数又は端数を1トンとして計算する。

別表第1備考9中「その端数」を「当該端数」に改める。

（高知県港湾区域内等における行為の規制に関する条例の一部改正）

第8条 高知県港湾区域内等における行為の規制に関する条例（平成11年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中「に掲げる」を「に定める」に、「類似する種別」を「ものうち類似するもの」に、「これに」を「この表に定めるものに」に、「その都度」を「その都度知事が別に」に改め、同表備考2中「占用期間が1年に満たないものは、許可の日の属する月から占用を終わる日の属する月までの」を「、占用期間が1年未満のもの又は占用期間に1年未満の端数のあるものは、」に、「とする」を「とする。この場合における期間の計算は、民法（明治29年法律第89号）第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する」に改め、同表備考4中「料

金」を「許可に係る占用料又は土砂採取料」に改め、「これを」を削り、同表備考5中「料金の額」を「1件の許可に係る占用料又は土砂採取料の合計額」に、「その端数」を「当該端数」に改める。

（高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第9条 高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例（平成13年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考1中「区分欄」を「この表」に、「規定する行為をいい」を「掲げる行為を」に、「同項第2号、第3号及び第7号に規定する行為（同項第2号、第3号及び第7号に規定する）」を「同項第2号、第3号又は第7号に掲げる行為（同項第2号、第3号又は第7号に掲げる）」に、「」をいい」を「」を」に、「規定する行為をいう」を「掲げる行為をいう」に改め、同表備考2中「使用面積が」を「使用面積で、」に改め、「使用面積に」を削り、「端数が」を「端数の」に改め、「ものとする」を削り、同表備考3中「の基準」を削り、「で、利用期間が1月未満のもの又は利用期間に1月未満の端数があるものは、当該利用期間又は」を「における期間の計算は、民法（明治29年法律第89号）第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該」に改め、「ものとする」を削り、同表備考4及び備考5中「の基準」を削り、「端数が」を「端数の」に改め、「ものとする」を削り、同表備考6中「使用できる」を「使用することができる」に改める。

別表第3備考1中「区分欄」を「この表」に改め、同表備考2中「計算単位を日で」を「利用料金の上限額を日額で」に、「端数が」を「端数の」に改め、「ものとする」を削り、同表備考3中「ものとする」を削り、同表備考4中「端数が」を「端数の」に改め、「ものとする」を削る。

（高知県海岸管理条例の一部改正）

第10条 高知県海岸管理条例（平成17年高知県条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中「であるときは、当該占用を開始する日の属する月から当該占用を終了する日の属する月まで（当該占用を開始する日の属する月と当該占用を終了する日の属する月とが同一のときは、1月とする。）の月割をもって」を「のもの又は占用期間に1年未満の端数のあるものは、月割計算によるものとする。この場合における期間の計算は、民法（明治29年法律第89号）第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として」に改め、「ものとする」を削り、同表備考2から備考4までを次のように改める。

2 1の表において、計算単位当たりの占用料を日額で定めたもので、占用期間が1日未満のもの又は占用期間に1日未満の端数のあるものは、当該占用期間又は端数を1日として計算する。

3 1の表において、占用の面積又は延長で、1平方メートル若しくは1メートル未満であるもの又は1平方メートル若しくは1メートル未満の端数のあるものは、当該面積若しくは延長又は端数をそれぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。

4 1の表及び2の表において、1件の許可に係る占用料又は土砂採取料の合計額が100円未満の場合は、100円とする。

別表備考6中「使用期間が1月未満であるとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは、」を「使用料に係る期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を」に改め、「ものとする」を削り、同備考を同表備考7とし、同表備考5中「土石採取の体積が」を「土石の体積で、」に、「とき又は

土石採取の体積に」を「もの又は」に、「があるときは、」を「のあるものは、当該体積又は端数を」に改め、「ものとする」を削り、同備考を同表備考6とし、同表備考4の次に次のように加える。

5 1の表及び2の表において、1件の許可に係る占用料又は土砂採取料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。

（高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第11条 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考7中「の利用」を「の利用（当該利用を開始する日又は終了する日が月の途中である場合におけるその月も1月とする。）」に、「この表」を「この表の規定」に改める。

（高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第12条 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年高知県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表備考5中「をいう」を「をいい、当該利用を開始する日又は終了する日が月の途中である場合におけるその月も1月とする」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定並びに附則第3項の規定は、平成25年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の高知県漁港管理条例、第3条の規定による改正後の高知県公共用財産管理条例、第4条の規定による改正後の高知県河川流水占用料等徴収条例、第9条の規定による改正後の高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例及び第10条の規定による改正後の高知県海岸管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける者の当該許可に係る使用料等について適用し、同日前に許可を受けた者の当該許可に係る使用料等については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料等について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

3 第7条の規定による改正後の高知県港湾施設管理条例及び第8条の規定による改正後の高知県港湾区域内等における行為の規制に関する条例の規定は、平成25年5月1日以後に許可を受ける者の当該許可に係る占用料等について適用し、同日前に許可を受けた者の当該許可に係る占用料等については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に占用料等について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第45号

高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

高知県消費者行政活性化基金条例（平成21年高知県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県新しい公共支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第46号

高知県新しい公共支援基金条例の一部を改正する条例

高知県新しい公共支援基金条例（平成23年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第47号

高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

高知県道路占用料徴収条例（昭和44年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「緑日等」を「緑日その他の催し」に、「（令第7条第2号）」を「（令第7条第4号）」に、

令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	440	110	
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		140	110	
令第7条第6号に掲げる施設並	建築物	階数が1のもの	時価に0.006を乗じて得た額	時価に0.008を乗じて得た額
		階数が2のもの	時価に0.009を乗じて得た額	時価に0.011を乗じて得た額
		階数が3のもの	時価に0.011	時価に0.015

びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	の	階数が4以上のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	を乗じて得た額	を乗じて得た額
				時価に0.013を乗じて得た額	時価に0.016を乗じて得た額
その他のもの	の	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	を乗じて得た額	を乗じて得た額
				時価に0.006を乗じて得た額	時価に0.008を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる器具	の	階数が2のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.018を乗じて得た額	
				を乗じて得た額	を乗じて得た額
令第7条第10号及び第11号に掲げる施設	の	階数が3のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	を乗じて得た額	を乗じて得た額
				時価に0.011を乗じて得た額	時価に0.015を乗じて得た額
				を乗じて得た額	を乗じて得た額
その他のもの	の	階数が4以上のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	を乗じて得た額	を乗じて得た額
				時価に0.013を乗じて得た額	時価に0.016を乗じて得た額
その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.018を乗じて得た額	
その他のもの				時価に0.018を乗じて得た額	

を「

令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	1,000	820
令第7条第3号に掲げる施設			時価に0.028を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	440	110
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			140	110
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	時価に0.006を乗じて得た額	時価に0.008を乗じて得た額
			時価に0.009を乗じて得た額	時価に0.011を乗じて得た額
			時価に0.011を乗じて得た額	時価に0.015を乗じて得た額
			時価に0.013を乗じて得た額	時価に0.016を乗じて得た額
	その他のもの	時価に0.018を乗じて得た額		
		階数が1のもの	時価に0.006を乗じて得た額	時価に0.008を乗じて得た額

令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	階数が2のもの	時価に0.009を乗じて得た額	時価に0.011を乗じて得た額
			階数が3のもの	時価に0.011を乗じて得た額	時価に0.015を乗じて得た額
			階数が4以上のもの	時価に0.013を乗じて得た額	時価に0.016を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	その他のもの	時価に0.006を乗じて得た額	時価に0.008を乗じて得た額
			上空、トンネルの上又は道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	時価に0.016を乗じて得た額	時価に0.02を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	時価に0.028を乗じて得た額		
			階数が1のもの	時価に0.006を乗じて得た額	時価に0.008を乗じて得た額
			時価に	時価に	

令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が2のもの	0.009 を乗じて得た額	0.011 を乗じて得た額
		階数が3のもの	時価に0.011を乗じて得た額	時価に0.015を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	時価に0.013を乗じて得た額	時価に0.016を乗じて得た額
	その他のもの	時価に0.018を乗じて得た額		

に改め、同表備考2中「電柱」を「電柱」に、「備考2」を「以下備考2」に改め、「ものとする」を削り、同表備考3中「電話柱」を「電話柱」に、「備考3」を「以下備考3」に改め、「ものとする」を削り、同表備考4及び備考5中「ものとする」を削り、同表備考6中「第7条第10号及び第11号」を「第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号」に、「存しない場合には」を「存しない場合にあつては」に改め、「ものとする」を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第48号

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。
別表第5備考15中「特定公園施設の利用に係る料金」を「利用料金」に、「この表」を「この表の規定」に改める。

別表第6の表中「四国高等学校総合体育大会」を「及び四国高等学校総合体育大会」に、「及び全国障害者スポーツ大会」を「全国障害者スポーツ大会及び全国健康福祉祭」に改め、同表備考中「特定公園施設の利用に係る料金」を「利用料金」に、「この表」を「この表の規定」に、「利用料金」を「利用料金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第49号

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例

高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項の表中「153人」を「154人」に、「436人」を「437人」に、「453人」を「454人」に、「1,585人」を「1,588人」に、「1,899人」を「1,902人」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第50号

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条の表1の項(1)中「遊技機が」を「遊技機（以下この表において「未認定遊技機」という。）が」に、「16,000円」を「15,000円」に、「27,000円」を「25,000円」に改め、同表1の項(2)中「認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円（検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については）」を「2,800円（検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下この表において「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあつては、5,600円と2,400円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を乗じて得た額との合計額）を加えた額に、未認定遊技機1台ごとに40円（当該未認定遊技機が特定未認定遊技機である場合にあつては）」に、「2,700円」を「8,000円」に改め、同表1の項(3)中「15,000円」を「14,000円」に、「27,000円」を「24,000円」に改め、同表2の項(1)中「第20条第5項の」を「第20条第5項に規定する」に、「2,700円」を「2,200円」に改め、同表2の項(2)中「2,720円」を「4,340円」に改め、同表2の項(3)中「以下同じ」を「以下この表において同じ」に、「31,700円」を「35,000円」に、「8,200円」を「16,300円」に、「24,700円」を「29,000円」に、「5,900円」を「14,400円」に、「59,700円」を「59,000円」に、「14,700円」を「23,000円」に、「30,700円」を「35,000円」に、「10,800円」を「19,000円」に、「3,680円」を「12,600円」に改め、同表3の項(1)中「6,300円」を「3,900円」に改め、同表3の項(2)中「18,000円」を「6,300円」に改め、同表3の項(3)中「153万円」を「1,435,000円」に、「296,000円」を「438,000円」に、「1,141,000円」を「1,128,000円」に、「174,000円」を「338,000円」に、「1,816,000円」を「1,621,000円」に、「399,000円」を「479,000円」に、「1,193,000円」を「1,148,000円」に、「349,000円」を「482,000円」に、「1,192,000円」を「1,147,000円」に、「348,000円」を「481,000円」に改め、同表4の項(1)ア中「32,300円」を「43,300円」に、「8,100円」を「23,100円」に改め、同表4の項(1)イ

中「25,300円」を「36,300円」に、「8,100円」を「23,000円」に改め、同表4の項(1)ウ中「5,700円」を「21,000円」に改め、同表4の項(2)中「62,300円」を「68,300円」に、「15,300円」を「30,300円」に改め、同表4の項(3)及び(4)中「31,300円」を「42,300円」に、「10,800円」を「26,300円」に改め、同表4の項(5)中「25,300円」を「36,300円」に、「3,300円」を「19,100円」に改め、同表5の項(1)中「1,524,200円」を「1,442,000円」に、「290,200円」を「445,000円」に、「1,135,200円」を「1,135,000円」に、「168,200円」を「345,000円」に改め、同表5の項(2)中「1,810,200円」を「1,628,000円」に、「393,200円」を「486,000円」に改め、同表5の項(3)中「1,187,200円」を「1,155,000円」に、「343,200円」を「489,000円」に改め、同表5の項(4)中「1,186,200円」を「1,154,000円」に、「342,200円」を「488,000円」に改め、同表6の項(1)中「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「3,400円」を「2,400円」に改め、同表6の項(2)中「認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「3,400円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円(検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については)」を「5,200円(特定未認定遊技機がある場合にあつては、8,000円と2,400円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を乗じて得た額との合計額)に、未認定遊技機1台ごとに40円(当該未認定遊技機が特定未認定遊技機である場合にあつては)」に、「2,700円」を「8,000円」に改め、同表備考1中「同時に他の」を「同時に2件以上の」に、「当該他の」を「当該2件目以降の」に、「9,300円」を「8,600円」に改め、同表備考2中「7,400円」を「6,800円」に改め、同表備考3中「同時に」を「同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」に、「それぞれ2の項の右欄」を「2の項の右欄の規定にかかわらず、同項の(1)の場合にあつては零円とし、同項の(2)の場合にあつては40円とし、同項の(3)の場合にあつてはそれぞれ同項の(3)の右欄」に、「2,700円」を「8,000円」に改め、同表備考4中「同時に」を「同時に当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」に、「2,300円」を「14,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県警察手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

~~~~~

高知県よさこい高知国体記念スポーツ振興基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第51号****高知県よさこい高知国体記念スポーツ振興基金条例を廃止する条例**

高知県よさこい高知国体記念スポーツ振興基金条例(平成15年高知県条例第5号)は、廃止する。

**附 則**

この条例は、平成25年4月1日から施行する。